

災害時における協力に関する協定

安中市と株式会社ボルテックスセイグン（以下「ボルテックス」という。）は、安中市内において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時にボルテックスが社会貢献活動の一環として安中市の要請に基づき実施する協力業務を行う際に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 安中市は、災害時に次の事項についてボルテックスに要請することができる。

- (1) 安中市が指定する車両へのガソリン及び軽油の提供に関すること
- (2) ボルテックスが管理する倉庫等における救援物資等の一時保管に関すること
- (3) 安中市が指定する集配拠点及び前号に規定する施設における救援物資等の入出庫及び仕分けの協力に関すること
- (4) 救援物資等の集配拠点の運営に関する助言・指導等を行う物流専門家の派遣に関すること
- (5) 安中市が備蓄している物資及び外部からの救援物資等の配送に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうちボルテックスが協力できる事項

2 安中市は、前項で規定している事項をボルテックスに要請する場合には、要請書（様式1）にて行う。ただし、緊急を要する場合は、電話、口頭等により要請し、その後速やかに要請書を提出する。

3 安中市は、前項の規定によりボルテックスに要請する際には、安中市が把握している市内の被災状況等に関する情報を提供するものとする。

（協力の実施）

第3条 ボルテックスは、前条の規定に基づき安中市から要請を受けた際は、協力業務を実施することが困難な事情があるときを除き、可能な範囲で協力するものとする。

（報告）

第4条 ボルテックスは、協力業務を遂行したときは実績報告書（様式2）を安中市に提出する。2 ボルテックスは、この協定に基づかない業務中に発見した市内の被災状況等についても、安中市に情報提供するものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づく協力業務の実施に要した費用の額は、法令等で定めるものを除くほか、ボルテックスの施設や資機材の使用料に関しては時価相場相当額、荷役作業に関しては関わった人員の日当相当額、輸送料に関しては実勢相場相当額又は国土交通省届出料金を基準として算定し、安中市とボルテックスで協議の上、決定するものとする。

2 ボルテックスは、前項の規定に基づき決定した額を安中市に請求するものとし、安中市は災害による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

(平時の備え)

第6条 安中市とボルテックスは、災害時等における対応を円滑に行うことができるよう、あらかじめこの協定に関する担当部署を定め、平時から必要な情報を相互に交換しておくものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の有効期限は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の1ヶ月前までに、安中市又はボルテックスのいずれからも解除の申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、安中市とボルテックスで協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、安中市とボルテックスで記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年10月17日

安中市安中一丁目23番13号
安中市
安中市長

安中市原市432番地
株式会社ボルテックスセイグン
代表取締役社長